

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業に係る補助金の交付について、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに産業労働部公営企業課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、テクノポート福井総合公園におけるクラスター発生を防止するとともに、大規模催事の開催機運を醸成するため、その経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づく大規模催事等の開催促進を図ることを目的とする。

(補助対象者等)

第3条 この補助金の補助対象者は、テクノポート福井総合公園において新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づいた催事を主催しようとする、次の基準をすべて満たす個人、法人、または団体とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。またはその利益となる活動を行っていないこと。
- (2) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第4条 対象となる催事は次に掲げるものとする。

- (1) 不特定多数の者の参加が可能な催事であること。
- (2) 観覧者数が101名以上の大規模催事であり、かつ、観覧者数が5,000人以下であること。
（※令和2年8月1日以降は、スタジアム収容人員の50%（10,526人）以下であること）
- (3) 主催者において「新しい生活様式」（厚生労働省）、「移行期間における都道府県の対応について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）、業種ごとの感染症対策予防ガイドライン（内閣官房）、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（福井県）等を確認のうえ、感染症対策を徹底すること。併せて、来場者にも上記ガイドライン等に従った感染症予防対策を求めること。
- (4) 催事の開催日が、交付決定の日から令和3年3月31日までの間であること。
- (5) 地方自治体が主催する行事でないこと。
- (6) 当該催事が宗教活動や政治活動でないこと。

(補助基準額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する対象経費の範囲内とし、その支給額は別表1に定めるものとする。

2 補助の対象とする経費は、3密を避けた新しい生活様式に基づく催事(観覧者数101名以上)を開催する際に新たに発生するかかり増し経費とし、別表2に定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の支給を希望する者は、交付規則第4条の規定に基づき、交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、別に定める期日までに知事に申請するものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めたときは、交付規則第5条および交付規則第6条の規定に基づき、補助金交付の決定を行い、交付規則第7条の規定に基づき申請者に通知する。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 補助金額に変更をきたすことなく、かつ交付条件に違反しない程度に補助事業の内容を変更する場合

(事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、交付規則第12条の規定に基づき、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を作成し、施設管理者の確認を受けた「感染拡大防止対策チェックリスト」を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、交付規則第13条の規定に基づき、実績報告書の審査および必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、請求書を受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(帳簿等の整備)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(2) 前号のほか、交付決定に付した条件に違反したとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、福井県補助金等交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

(報告、調査および指示)

第15条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な項目を調査し、または現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

2 この要綱は、令和2年9月8日から施行する

別表1 補助基準額

(1) 観覧者数

観覧者数	補助上限額 (1日あたり)
101～500人	50千円
501～1,000人	300千円
1,001人～	1,000千円

※1 催事につき2日間を上限とする。

(2) シャトルバスの運行

シャトルバスの運行	補助上限額 (1日あたり)
行う	1,000千円

支給額の上限は、上記(1)と(2)の合計とする。ただし、観覧者数が1,000人に満たない催事の場合には、(2)は適用しない。

別表2 補助対象経費

経費区分	内 容	備考
かかり増し 消耗品費	・感染防止資材等の購入費用	・当日使用分のみを補助対象とする ※購入したが使用しなかった分は 補助対象外
使用料	・テクノポート福井総合公園の 使用料	
かかり増し 人件費	・新型コロナウイルス感染拡大 防止ガイドラインを遵守する ために必要な、入退場の制限、 消毒、検温等を担う要員の人件 費	
シャトルバスに 関する経費	・シャトルバスの借り上げにか かる経費(バス借上料、誘導員 の人件費)	

- ※1 補助対象となる業務を業者に委託した場合は、その委託料を対象とする。
- ※2 補助事業に要したことが明確にできない経費は、上記区分であっても補助対象外とする。
- ※3 他の補助金との重複支給は認めるが、交付申請額および実績報告額は事業費を上限とする。
- ※4 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、公営企業課に事前に協議し、了承を得ること。

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所 (所在地)

名称

代表者の氏名

㊟

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金交付申請書

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業について、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の 名称	テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業
イベント名	
補助事業の 実施期間 (開催日時)	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)
入 場 料	無料 ・ 有料 (有料の場合 : 円)
参加見込み数	主催者側人数 _____人 観覧者数 _____人 (計 : _____人)

※必ず2枚目もご記入ください。

(添付書類1)

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

項 目	予算額 (円)	積 算 内 訳 等
交付申請額		※支出の部「補助対象」小計と一致
入場料収入		***円×△△人
その他助成金収入		※助成金名を記載のこと
その他 (寄付金等)		
自己負担金		
合 計		

(2) 支出の部

項 目	予算額 (円)	積 算 内 訳
補 助 対 象	かかり増し 消耗品費	(例) 消毒液 ○○円×○本=○○○円 消毒布 ○○円×○本=○○○円 フェイスシールド ○○円×○本=○○○円
	会場使用料	(例) 会場使用料○○円×○日=○○○円
	かかり増し 人件費	(例) 観覧者制限 ○○円×○人×○日=○円 消毒 ○○円×○人×○日=○円 検温 ○○円×○人×○日=○円
	シャトルバスに 関する経費	(例) バス借上げ ○○円×○台×○日=○円 誘導員 ○○円×○人×○日=○円
	小計	
補 助 対 象 外	上記以外の経費	左のうち主な経費 ・○○費 ***,** **円
	小計	
合 計		

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

申請者の名称

代表者の氏名

印

(添付書類3)

テクノポート福井総合公園 感染拡大防止対策チェックリスト

【交付申請時】

(令和2年7月版)

チェック項目	チェック	
	交付申請時	実績報告時
◆開催前の検討事項		
催事規模に合わせた会場の選定（会場または観覧者数の見直し）		
開催日程、催事日程の工夫（必要に応じ、入替制、日程短縮等を検討）		
実施方法の工夫（動線等を検討。3つの密が重ならないよう配慮）		
イベント実施前後の懇親会の自粛		
◆受付の設置		
参加者への協力依頼 ・体温測定および自覚症状の有無の確認 ・体調不良者への参加自粛の要請 ・咳エチケット、消毒・手洗い励行の呼びかけ ・マスク着用の呼びかけ（および、スタッフへの着用徹底）		
参加者名簿の作成（またはスマホアプリ活用の呼びかけ）		
ソーシャルディスタンスの確保 ・人同士の1～2mの間隔を確保（テープ等で床に目安を設置） ・混雑時には、入退場の制限		
受付での飛沫感染予防		
共有物（テーブル、筆記具等）の清拭		
◆催事当日の対応		
要所への消毒液の設置		
会場内の定期巡回・清拭		
換気の実施（入口の開放等）		
口頭説明を減らす工夫（掲示物の作成等）		
食事は原則的に提供しない		
保健所等の調査への協力（感染者が発生した場合）		
◆シャトルバス運行の際の対応		
乗務員のマスクの着用の徹底		
エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気に努める		
乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空ける		
バス車内に可能な限り手指消毒液を装備する		
バス停留所では、できる限りのフィジカル・ディスタンスをとるよう協力を求める		

※全ての項目にチェックが入るよう、催事企画を工夫してください。

(添付書類 4)

県税の納税状況の確認に関する同意書

今回、テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金の交付を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県産業労働部公営企業課に対し、福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

[フリガナ]
氏名（名称）

印

福井県知事 様

本同意書に基づき提供された情報は、テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金の交付事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の令和 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

- 滞納なし 滞納あり
 徴収猶予あり

受付印欄

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部

(添付書類7) ※必要な場合のみ

番 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所 (所在地)
名称
代表者の氏名

㊞

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金 交付決定前着手届

令和 年 月 日付けで交付申請しましたテクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金に関し、別記条件を了承のうえ交付決定前着手したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助事業等の名称 テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金
- 2 補助事業の着手および
完了の予定期日 着手 令和 年 月 日
完了予定 令和 年 月 日
- 3 交付申請額 円
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

1. 交付金の交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業者が負担するものとする。
2. なお、審査未済のため、本届により本事業が必ずしも補助対象となることを認めるものではない。

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所 (所在地)

名称

代表者の氏名

㊞

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金 変更交付申請書

令和 年 月 日付け福井県指令企公第 号で補助金の交付決定を受けたテクノポート福井総合公園感染拡大防止事業の事業内容または経費を下記のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金

2 変更の理由

3 変更の内容

(1) 交付申請額

交付決定額 円

変更後交付申請額 円

(2) 事業内容

4 添付書類

(1) 収支予算書

(2) テクノポート福井総合公園利用申請書(※利用申請書の内容が当初と変更となる場合のみ)

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所（所在地）

名称

代表者の氏名

㊟

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金にかかる事業中止承認申請書

令和 年 月 日付け福井県指令企公第 号で補助金の交付決定を受けたテクノポート福井総合公園感染拡大防止事業を下記の理由により中止したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金

2 中止の理由

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所（所在地）
名称
代表者の氏名

㊞

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業実績報告書

令和 年 月 日付け福井県指令企公第 号で補助金の交付決定を受けたテクノポート福井総合公園感染拡大防止事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業

2 補助金の交付決定額およびその精算額

交付決定額 円

精算額 円

3 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書 ※領収書等の一連の経理関係書類の写しも添付

(3) 感染拡大防止チェックリスト【実績報告時】

(添付書類1)

事業報告書

実施日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
イベント名	
観覧者数実績	名
実施内容	
	※報告書を作成している場合は、添付することで記載を省略できます。

(添付書類 2)

(別紙)

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)	積 算 内 訳 等
交付申請額				※支出の部「補助対象」小計と一致
入場料収入				***円×△△人
民間の助成金・ 他の補助金等				(助成金等の名称)
その他 (寄付金等)				
自己負担金				
合 計				

(2) 支出の部

項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)	積 算 内 訳
補助対象	かかり増し 消耗品費			(例) 消毒液 ○○円×○本=○○○円 消毒布 ○○円×○本=○○○円 フェイスシールド ○○円×○本=○○○円
	かかり増し 人件費			(例) 観覧者制限 ○○円×○人×○日=○円 消毒 ○○円×○人×○日=○円 検温 ○○円×○人×○日=○円
	シャトルバス に関する経費			(例) バス借上げ ○○円×○台×○日=○円 誘導員 ○○円×○人×○日=○円
	小計			
補助対象外	上記以外の 経費			左のうち主な経費 ・○○費 ***円
	小計			
合 計				

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

申請者の名称

代表者の氏名

印

(添付書類3)

テクノポート福井総合公園 感染拡大防止対策チェックリスト
【実績報告時】

(令和2年7月版)

チェック項目	チェック	
	交付申請時	実績報告時
◆開催前の検討事項		
催事規模に合わせた会場の選定（会場または観覧者数の見直し）		
開催日程、催事日程の工夫（必要に応じ、入替制、日程短縮等を検討）		
実施方法の工夫（動線等を検討。3つの密が重ならないよう配慮）		
イベント実施前後の懇親会の自粛		
◆受付の設置		
参加者への協力依頼 ・体温測定および自覚症状の有無の確認 ・体調不良者への参加自粛の要請 ・咳エチケット、消毒・手洗い励行の呼びかけ ・マスク着用の呼びかけ（および、スタッフへの着用徹底）		
参加者名簿の作成（またはスマホアプリ活用の呼びかけ）		
ソーシャルディスタンスの確保 ・人同士の1～2mの間隔を確保（テープ等で床に目安を設置） ・混雑時には、入退場の制限		
受付での飛沫感染予防		
共有物（テーブル、筆記具等）の清拭		
◆催事当日の対応		
要所への消毒液の設置		
会場内の定期巡回・清拭		
換気の実施（入口の開放等）		
口頭説明を減らす工夫（掲示物の作成等）		
食事は原則的に提供しない		
保健所等の調査への協力（感染者が発生した場合）		
◆シャトルバス運行の際の対応		
乗務員のマスクの着用の徹底		
エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気に努める		
乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空ける		
バス車内に可能な限り手指消毒液を装備する		
バス停留所では、できる限りのフィジカル・ディスタンスをとるよう協力を求める		

※全ての項目にチェックが入るよう、催事企画を工夫してください。

上記の感染拡大防止対策が実施されていることを確認しました

施設管理者 ○○○○ 印

(様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所（所在地）
名称
代表者の氏名

㊞

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け福井県指令企公第 号で交付決定の通知があったテクノポー
ト福井総合公園感染拡大防止事業補助金 円を交付されるよう福井県補助金等交
付規則第15条の規定により請求します。